

機構がその特定関係者との間で機構の取引の通常条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、主務大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合を定める件

(平成十五年五月二日内閣府・財務省・経済産業省告示第三号)

株式会社産業再生機構法施行規則(平成十五年内閣府令・財務省令・経済産業省令第一号)第七条第二号の規定に基づき、機構がその特定関係者との間で機構の取引の通常条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、主務大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合を次のように定め、公布の日から適用する。

株式会社産業再生機構(以下「機構」という。)が、その特定関係者(株式会社産業再生機構法(平成十五年法律第二十七号)第二十条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十三条の二に規定する特定関係者をいう。以下同じ。)の解散又は営業の全部の譲渡に際し、機構の取引の通常条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を当該特定関係者との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ、機構により大きな不利益を生ずるおそれがある場合